

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月30日
【報告者の名称】	大陽日酸株式会社
【報告者の所在地】	東京都品川区小山一丁目3番26号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区小山一丁目3番26号
【電話番号】	(03)5788-8060
【事務連絡者氏名】	管理本部 主計部長 小出 義文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、大陽日酸株式会社をいい、「公開買付者」とは、株式会社三菱ケミカルホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の記載において、「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注6) 本書中において、「株券等」とは、株式についての権利を指します。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社三菱ケミカルホールディングス
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年9月29日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、また、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、公開買付者の完全子会社である三菱化学株式会社（以下「三菱化学」といいます。）が所有している当社株式と併せて、当社株式116,797,870株（当社が平成26年7月31日に提出した第11期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の当社の発行済株式総数433,092,837株に対する割合にして26.97%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、同じです。）。）（注1）を所有しており、当社を持分法適用関連会社としております。

（注1） 本書提出日現在、公開買付者が所有する当社株式は55,850,000株（株式所有割合12.90%）であり、三菱化学が所有する当社株式は60,947,870株（株式所有割合14.07%）となります。

公開買付者と、当社は、平成26年5月13日付けで、両社の資本業務提携関係のさらなる強化及び企業価値の向上を目的とした基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。公開買付者及び当社は、本基本合意書において、公開買付者が、当社の議決権の過半数を取得することを目標とするものであることを確認しております。なお、本基本合意書の概要につきましては、下記「本基本合意書の概要」に記載のとおりであります。

公開買付者は、本基本合意書の中で、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了すること等を条件に当社の普通株式を対象として、当社の議決権の過半数を取得する公開買付けを実施する予定としておりました。今般、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本基本合意書に基づき本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、公開買付者は、平成26年9月29日付けで、会社法370条及び公開買付者定款26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、本公開買付けを平成26年9月30日に開始することを決議したとのことです。

本書提出日現在、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場並びに当社の経営の自主性を維持しながら資本提携関係を強化する方針であることから、本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の上限を104,079,476株（本書提出日現在公開買付者及び三菱化学が所有している株式数と併せて、株式所有割合51.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受け渡しその他の決済を行うとのことです。他方、本書提出日現在公開買付者及び三菱化学が所有している株式数と併せて株式所有割合が過半数となる株式数を買付予定数の下限（99,748,549株）として設定し、応募株式の総数が当該数に達しない場合には、応募株式の全部の買付けを行わない予定とのことです。

本公開買付けの実施が決定されるに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針

() 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

公開買付者は、三菱化学、田辺三菱製薬株式会社、三菱樹脂株式会社及び三菱レイヨン株式会社の4社を基幹事業会社として、機能商品、ヘルスケア及び素材など幅広い分野で事業を展開してまいりました。

当社は、昭和9年に国内初の酸素発生装置を開発して以来、空気分離装置と呼ばれる産業ガス（酸素、窒素、アルゴン）を製造するプラントを中核として、さまざまな技術の高度化を図りながら、産業ガスメーカーとして事業を展開してまいりました。また、当社は、平成16年に日本酸素株式会社が太陽東洋酸素株式会社（以下「太陽東洋酸素」といいます。）と合併し発足いたしました。当時、太陽東洋酸素と三菱化学とは産業ガスの製造事業を合併で行うなど提携関係にあり、三菱化学は太陽東洋酸素株式50,552,926株（当時の太陽東洋酸素の発行済株式総数に対する所有株式数の割合にして34.85%）を所有しておりました。当社の発足により三菱化学は当社株式40,947,870株（当時の当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合

にして10.09%)を所有する筆頭株主となり、その後、市場で株式を取得した結果、平成22年3月末日までに三菱化学の所有する当社株式数は、60,947,870株(当時の当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合にして15.12%)となっておりました。なお、その後、三菱化学の当社株式の所有株式数について変動はないものの、後記のとおり、当社の公開買付者を割当先とする第三者割当による新株式の発行を経て、三菱化学の現在の株式所有割合は14.07%となっています。

三菱化学の親会社である公開買付者は、日ごろから当社の事業戦略の実効性及び成長の可能性に深い理解を有しており、公開買付者と当社は、当社が公開買付者及び三菱化学を含む公開買付者の子会社(以下「公開買付者グループ」といいます。)各社と広範に連携することが両社のビジネスチャンスの一層の拡大に寄与すると判断し、両社は平成25年9月26日付け「大陽日酸株式会社と株式会社三菱ケミカルホールディングスの資本業務提携に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、業務提携を行うことに合意し資本業務提携契約を締結いたしました。その際、両社の業務提携をより確固たるものとしてシナジー効果を発揮するために、また、当社の今後の事業展開に係る設備投資等の資金ニーズに対応するために、当社の平成25年9月26日付け「第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分、並びに主要株主の異動に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は、公開買付者を割当先として第三者割当による新株式30,000,000株の発行及び自己株式15,096,000株の処分(払込期日:平成25年10月15日、1株当たり払込金額:687円)を行いました。また、公開買付者は、その前後を通じて、市場取引により当社株式を取得しており、その結果、本書提出日現在、公開買付者は、当社株式55,850,000株(株式所有割合12.90%)を所有しており、三菱化学が所有する当社株式60,947,870株(株式所有割合14.07%)と併せて当社株式116,797,870株(株式所有割合26.97%)を所有しております。

その後、両社による資本業務提携契約の締結及び当社による第三者割当増資の実施を踏まえ、両社は、相互のグループ間におけるシナジーを最大化するべく、業務提携に合意した分野における詳細な提携内容、条件、実施時期、その他の分野における業務提携の可能性や事業展開の可能性等について緊密に協議・検討をしております。その過程で、公開買付者及び当社は、グローバルにおける競争環境の変化に対応するためには事業基盤のさらなる強化が不可欠であり、その実現のため、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、両社の経営資源を有効に活用して一層の事業シナジーを創出することが必要であるとの認識で一致し、両社は本公開買付けを通じて資本業務提携関係を強化することに合意いたしました。当社が、公開買付者の持分法適用会社から連結子会社になることで、事業の基盤となる経営資源の開示、提供等を通じて、より強固な連携、広範囲でのシナジーの実現が期待できます。例えば、国内外サプライチェーンの相互活用、公開買付者が展開する海外拠点への当社によるガス供給等オンサイトでの協業や、先端分野における両社での研究開発など、より緊密に協働していくことが可能となります。

本公開買付けは、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得し、当社を連結子会社化することで、両社の資本業務提携関係のさらなる強化及び企業価値の向上を目的としたものです。

両社は、それぞれが保有する販売チャネルの相互活用に関する具体的な検討を進めてまいります。具体的には、当社医療事業の医療用ガス・関連機器の公開買付者を通じた販売チャネルでの拡販、公開買付者が手掛ける人工炭酸泉、炭素繊維容器における当社の販売チャネルの活用をはじめ、全ての事業セグメントにおいて協業や取引の可能性を検討します。

また、当社は、これまで国内大口顧客向けを中心にパイピングによるガス供給(オンサイトプラント方式)を行ってまいりましたが、今後は、長年国内大口顧客向けに培ってきた安定供給ノウハウを、公開買付者が今後計画する新たな海外生産拠点でも活用することでさらなる海外事業の拡大を図ります。また、パイピングガス供給により長期安定的なベースロードを確保した上で、近隣市場への液化ガス、シリンダーガス並びにガス関連機器需要も取り込むことで、既存製品・事業との相乗効果による売上拡大も目指します。

() 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け成立後の経営体制につきましては、後記「3(2) . 本公開買付け完了後における当社の運営、上場維持等」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付け成立後、当社の取締役候補者として原則2名の者(なお、本書提出日現在において当社の取締役の人数は17名です。)を指名し、その中から当社の取締役会長候補者を指名する予定ですが、当社の代表取締役社長候補者は引き続き当社が指名する予定です。

なお、本公開買付け後の経営方針につきましては、当社は、公開買付者の「グループ経営規程」に則って経営を行うこととなりますが、当社は引き続き自主性が尊重された上で経営される予定であり、当社の商号及び本店所在地も維持される予定です。

また、下記「 本基本合意書の概要」に記載のとおり、公開買付者及び当社は、公開買付者グループの当社に対する持株比率の維持について合意しております。公開買付者は、本公開買付け後に当社株式の追加取得を行うことを予定しておらず、また、本公開買付けにより取得した株式を含め、公開買付者はその保有する当社株式(三菱化学が保有する当社株式を含みます。)の全部について長期保有することを前提としております。

本公開買付けに関する意見の根拠

公開買付者による本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である1株当たり1,030円は、公開買付者及び当社が本基本合意書の締結に係る公表をした平成26年5月13日の前営業日である平成26年5月12日の当社株式の東京証券取引所における終値802円に対して28.43%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、プレミアム率における計算において同じです。）、平成26年5月12日から遡る過去1か月間の終値単純平均値815円に対して26.38%、同過去3か月間の終値単純平均値786円に対して31.04%、同過去6か月間の終値単純平均値744円に対して38.44%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、本公開買付価格である1株当たり1,030円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成26年9月26日の当社株式の東京証券取引所における終値972円に対して5.97%のプレミアムを加えた金額となります。

当社は、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任し、本公開買付けの意義・目的、本公開買付け後の経営方針、本公開買付けの諸条件について、公開買付者と複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。本公開買付価格については、公開買付者より公開買付価格の提案を受けた後、その適正性を判断するため、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、参考資料としてみずほ証券より平成26年5月13日に株式価値算定書（以下「平成26年5月株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。（なお、当社は、みずほ証券に対して、本公開買付価格に関しては財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の作成は依頼していません。）

当社は、みずほ証券より取得した平成26年5月株式価値算定書の内容、及び、西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年5月13日に取締役会を開催し、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、当社は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定である旨、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主の皆様の判断に委ねる予定である旨を取締役会において決議いたしました。

上記の当社取締役会の決議については、当時、当社の社外取締役である吉村章太郎氏は、公開買付者の取締役を兼務していたため、本公開買付けに関する意思決定の公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、吉村章太郎氏を除く出席取締役の全員一致により決議されています。さらに、当該取締役会には当社の監査役4名全員が出席し、いずれも決議事項について異議がない旨述べております。

その後、本公開買付け開始にあたっては、平成26年5月13日付けプレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から4か月以上の期間が経過し、市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その参考資料としてみずほ証券より平成26年9月29日付けで改めて株式価値算定書（以下「平成26年9月株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。（なお、当社は、みずほ証券に対して、本公開買付価格に関しては財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の作成は依頼していません。）

当社は、平成26年9月株式価値算定書の内容及び、西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年9月29日に取締役会を開催し、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、買付者との間でより強固な提携関係を構築することが当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けの実施に賛同する旨、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様の判断に委ねる旨を出席取締役の全員一致で決議いたしました。

さらに、当該取締役会には当社の監査役4名全員が出席し、いずれも決議事項について異議がない旨述べております。なお、上記本公開買付けに関する平成26年9月29日の取締役会決議について特別の利害関係を有する取締役及び監査役はおりません。

本基本合意書の概要

上記「本公開買付けの概要」のとおり、公開買付者と当社は、平成26年5月13日付けで、本基本合意書を締結いたしました。本基本合意書の概要は以下のとおりです。

・本基本合意書の目的と概要

両社は、今後一層の激化が予想されるグローバルな競争に勝ち抜くべく、両社の資本業務提携関係のさらなる強化と両社の企業価値の向上を企図しており、かかる目的を達成するために、本公開買付けの実施について合意する。

・公開買付者による本公開買付けの実施等

公開買付者は、(a)当社の取締役会が下記「当社の賛同及び賛同の撤回等」に定める本賛同意見を行うことを承認し、かつ、その旨の公表をしていること、(b)当社が本基本合意書における本公開買付けの開始までに履行すべき義務に重要な点において違反していないこと、(c)当社の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、(d)国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応に関し、必要な許認可等を取得し又は異議なく待機期間が満了していること、(e)本公開買付けの開始を禁止し又は制限することを求める裁判所又は行政機関による判決、決定、命令等が存在していないこと、(f)当社の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況若しくは将来の収益計画に重大な悪影響が生じていないこと、(g)当社に関する未公表の重要事実及び公開買付け等事実（法第167条第3項に定めるものをいう。）が存在しないことの各条件が本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件として、本公開買付けを実施する。なお、本公開買付けの開始までの間に(f)の事由が発生した場合には、両社は、本公開買付けの対応について本公開買付けの条件の見直しを含め誠実に協議する。

・当社の賛同及び賛同の撤回等

当社は、本公開買付けに賛同する旨の意見（以下「本賛同意見」という。）を表明し、これを公表するものとし、公開買付期間が終了するまでこれを維持する。但し、当社による本賛同意見の表明は、(a)公開買付者が本基本合意書における本公開買付けの開始までに履行すべき義務に重要な点において違反していないこと、(b)公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、(c)当社の企業価値に重大な影響を及ぼし、当社が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、(d)本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による当社株式を対象とする公開買付けその他当社株式等の大規模な取得等に係る取引の提案であって、それが存在するにもかかわらず本賛同意見の表明をすることが、当社の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことの各条件が本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件とする。

・本公開買付け完了後の持株比率維持

- a) 公開買付者は、本公開買付けの完了後、公開買付者グループの当社に対する持株比率を維持する。
- b) 当社は、本公開買付けの実施後、公開買付者グループによる当社株式の保有割合が発行済株式総数の過半数を下回る結果を招来する行為を実施しようとする場合には、公開買付者と協議の上、公開買付者グループによる当社株式の保有割合維持のために公開買付者が合理的に受け入れ可能な機会を与える。

・本公開買付け完了後における当社の運営、上場維持等

- a) 当社は、公開買付者の「グループ経営規程」に則って経営を行う。公開買付者は、「グループ経営規程」の下、当社の経営の自主性を尊重し、当社を全面的に支援及び協力する。
- b) 公開買付者は、当社株式の上場を維持し、当社株式の上場廃止を意図した行為をとらない。
- c) 公開買付者は、当社の取締役候補者として原則2名の者を指名し、その中から当社の代表取締役会長候補者を指名することができる。当社は、当社の代表取締役社長候補者を指名することができる。
- d) 当社は、その商号及び本店所在地を維持することを原則とする。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として上記「3(2) 本公開買付けに関する意見の根拠」に記載のとおり、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として、両社と重要な利害関係を有せず、両社の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるみずほ証券より株式価値算定書を受領しております。なお、当社は、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主の皆様への判断に委ねることとしているため、同種事案の実務に鑑み、本公開買付け価格に関しては財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の作成は依頼しておりません。

・平成26年5月株式価値算定書の概要

みずほ証券は、当社が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提条件の下で、当社株式の株式価値について分析しています。みずほ証券は、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法：744円～815円
類似会社比較法：777円～1,064円
DCF法：779円～1,169円

市場株価基準法では、平成26年5月12日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値802円、直近1か月間の終値単純平均値815円、直近3か月間の終値単純平均値786円、直近6か月間の終値単純平均値744円を基に分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を算定しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成27年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社株式の株式価値を算定しております。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

・平成26年9月株式価値算定書の概要

みずほ証券は、当社が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提条件の下で、当社株式の株式価値について分析しています。みずほ証券は、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法：744円～815円
類似会社比較法：868円～1,126円
DCF法：740円～1,251円

市場株価基準法では、平成26年5月12日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値802円、直近1か月間の終値単純平均値815円、直近3か月間の終値単純平均値786円、直近6か月間の終値単純平均値744円を基に分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を算定しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成27年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社株式の株式価値を算定しております。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、両社から独立した法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社と公開買付者は、グローバルにおける競争環境の変化に対応するためには事業基盤のさらなる強化が不可欠であり、その実現のため、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、両社の経営資源を有効に活用して一層の事業シナジーを創出することが必要であるとの認識で一致しました。

そして、当社は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、みずほ証券の平成26年5月株式価値算定書、西村あさひ法律事務所からの法的助言、その他の関連資料を踏まえたうえで、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、当社は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定である旨、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主の皆様の判断に委ねる予定である旨を取締役会において決議いたしました。なお、当該取締役会の決議については、当時、当社の社外取締役であった吉村章太郎氏は、公開買付者の取締役を兼務していたため、本公開買付けに関する意思決定の公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、吉村章太郎氏を除く出席取締役の全員一致により決議されています。さらに、当該取締役会には当社の監査役4名全員が出席し、いずれも決議事項について異議がない旨述べております。

その後、本公開買付け開始にあたっては、平成26年5月13日付けプレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から4か月以上の期間が経過し、市場環境の変化を考慮する必要があることから、みずほ証券の平成26年9月株式価値算定書の内容及び、西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年9月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けの実施に賛同する旨、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨を出席取締役の全員一致で決議いたしました。さらに、当該取締役会には当社の監査役4名全員が出席し、いずれも決議事項について異議がない旨述べております。なお、上記本公開買付けに関する平成26年9月29日の取締役会決議について特別の利害関係を有する取締役及び監査役はおりません。

(4) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

上記「3(2) . 本公開買付け完了後の持株比率維持」に記載のとおり、公開買付者及び当社は、公開買付者グループの当社に対する持株比率の維持について合意しております。公開買付者は、本公開買付け後に当社株式の追加取得を行うことを予定しておらず、また、本公開買付けにより取得した株式を含め、公開買付者はその保有する当社株式（三菱化学が保有する当社株式を含みます。）の全部について長期保有することを前提としております。また、公開買付者は、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いませんが、この場合に公開買付者が再度の公開買付けその他の方法により当社株式を取得するかについては現段階では未定とのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

本書提出日現在、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付けは当社の上場廃止を企図とするものではなく、公開買付者は、104,079,476株（本書提出日現在公開買付者及び三菱化学が所有している株式数と併せて、株式所有割合51.00%）を上限として本公開買付けを実施することであるため、当社の普通株式は、本公開買付け成立後も引き続き東京証券取引所第一部の上場が維持される予定です。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権の数 (個)
吉村 章太郎	代表取締役 取締役会長		-	-
田邊 信司	代表取締役 取締役副会長	技術本部、開発・エンジニアリング 本部およびオンサイト・プラント事 業本部管掌	25,415	25
間 邦司	代表取締役 取締役副会長	産業ガス事業本部およびメディカル 事業本部管掌	48,392	48
市原 裕史郎	代表取締役 取締役社長	C E O	63,013	63
丸山 忠重	代表取締役 取締役副社長	産業ガス事業本部長	27,781	27
田口 博	取締役相談役		117,032	117
山野 佳員	専務取締役	L P ガス事業本部長	18,460	18
天田 茂	専務取締役	産業ガス事業本部副本部長兼電子機 材事業統括部長	15,355	14
ウィリアム ク ロール	専務取締役	グローバル・イノベーション本部長 併せてマチソン・トライガス・イン ク(米)会長	-	-
勝又 宏	専務取締役	技術本部長併せて保安統括責任者、 品質保証統括責任者、環境統括責任 者および知的財産統括責任者	20,875	20
水之江 欣志	常務取締役	管理本部長併せて全社の内部統制管 理責任者および財務報告に係る内部 統制管理責任者	26,609	26
梅川 明彦	常務取締役	関東支社長	9,250	9
平峯 信一郎	常務取締役	L P ガス事業本部本部長代理	14,250	14
有賀 敬記	常務取締役	開発・エンジニアリング本部長	15,571	15
初鹿野 祐城	常務取締役	メディカル事業本部長	10,588	10
石川 潤	常務取締役	人事部長	12,271	12
賢持 善英	常務取締役	産業ガス事業本部副本部長兼ガス事 業統括部長	19,491	19
藤田 清	常勤監査役		53,535	53
宮崎 泰史	常勤監査役		-	-
湯本 一郎	常勤監査役		2,556	2
吉田 和夫	常勤監査役		2,491	2
合計			502,935	494

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

当社は、平成20年6月27日開催の第4回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年6月29日開催の第7回定時株主総会及び平成26年6月27日開催の第10回定時株主総会においてこれを更新しましたが、本公開買付けに関しては、平成26年5月13日開催の当社の取締役会においてこれに同意し、本公開買付けを通じた公開買付者による当社株式の取得が、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないとすることを決議いたしました。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上